

一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、石川県内の要介護高齢者等に対する訪問看護サービスが不足している地域等において、地元市町はじめ行政や医療関係機関等と一体になって訪問看護サービス等を提供する等の事業を行い、在宅ケアの推進と高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 人材育成のための教育事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同する団体とする。
2 この会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申し込みをし、その承認を得なければならない。

(入会金、会費及び拠出金)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金、会費及び拠出金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。
2 ただし、1か月以上前にこの法人に対し、退会の予告をしなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款その他の規則に違反したとき。
(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を1年以上納入しなかったとき。
- (2) 総会員が同意をしたとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(拋出金品の不返還)
第11条 前3条により退会又は除名された会員には、会員が既に納入した入会金、会費、その他の拋出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(構成)
第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)
第13条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
(4) 定款の変更
(5) 解散及び残余財産の処分
(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)
第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
2 定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催する。
3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)
第15条 総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、理事長が招集する。
2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するには、理事長は、総会の日の2週間前までに、会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)
第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)
第17条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)
第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第5章 役員

(種別及び定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
4 副理事長は、理事長の職務の執行を補佐する。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。
2 理事及び監事には費用を支弁することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法律に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の実任責任限定契約)

第 30 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集する手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1

号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の制限）

第40条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第43条 この法人が精算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、他の公益社団法人又は地方公共団体に帰属するものとする。

第9章 公 告

（公告の方法）

第44条 この法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 事 務 局

（設置等）

第45条 この法人の事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第11章 雑 則

（委任）

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は 近藤邦夫とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。